

旭川地方・家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 11月14日(火)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(50音順・敬称略)
 - 地裁委員 猪狩正文, 梅津和宏(兼務), 笠井之彦, 片山礼子, 工藤一夫(兼務), 中村元弥, 堀博子(兼務), 松本剛和(兼務)
 - 家裁委員 梅津和宏(兼務), 叶内初子, 工藤一夫(兼務), 佐藤和明, 芝木美沙子, 菅沼和歌子, 堀博子(兼務), 松本剛和(兼務), 三塚昌男, 餘多分重紀
 - 事務局 矢野哲郎地裁事務局長, 本間良行家裁事務局長, 門野賢蔵民事首席書記官, 相原俊二刑事首席書記官, 田野中建一首席家裁調査官, 加藤豊家裁首席書記官, 中山訓伸地裁事務局次長, 織田裕彦家裁事務局次長, 菅原誠地裁総務課長, 菅野晶子家裁総務課長, 平野裕章地裁総務課課長補佐, 石田正人家裁総務課課長補佐
- 4 議 事
 - (1) 開会の言葉
 - (2) 委員交替の報告
 - (3) 新任委員の自己紹介
 - (4) 委員長の選出
 - (5) 「活発な裁判所委員会」調査結果について
(「活発な裁判所委員会」から送付された調査報告書を配布。)
 - 前回の地家裁委員会において、「活発な裁判所委員会」からの調査に回答することについての承認をいただいたが、配布した報告書は、そのアンケート結果をまとめたものである。
 - (6) 意見交換テーマ「少年への保護的措置について」

(最高裁判所作成のビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」及び補導委託先の受託者のインタビューを収録したビデオを視聴した後、事務局から旭川における保護的措置の現状について説明がなされた。)

- ビデオでは、第1回目の審判の席上で審判結果を伝えていたが、通常、そのように進むのか。
- 審判の前に、捜査の記録や家裁調査官による社会調査の結果を読んだり、家裁調査官と話をするなどして、処分内容についてある程度の心づもりをして臨んでいる。そういった心づもりをした上で少年と話をしてみて、考えていたとおりの内容でよいと判断すれば、その場で審判結果を伝えることもあるが、もう少し検討した方がよいと考えた場合には、日を改めたり時間をおいて審判結果を伝えることもある。
- 3人の裁判官で審理をしたり、検察官が立ち会うのは、どのような場合か。
- 1人で審理するか3人で審理するかについて、明確な条件があるわけではないが、殺人などの重大な事件については、より慎重に行うため3人の裁判官で審理することが多い。検察官が立ち会うのは、少年が犯罪を犯したかどうかに関心があるときに、事実関係の立証を行ってもらうために立ち会ってもらうものである。
- 保護的措置を執った後の再犯率や、その傾向についてはどうなっているのか。
(事務局説明：保護的措置を執った後の結果については様々である。身柄付き補導委託の効果が上がれば保護観察や不処分もある。また、その少年に合わなかった場合など、成果に結びつかないこともある。身柄付きの補導委託は「やってみる」と言う少年に「やらせてみよう」というものであり、効果が上がらず再非行に至った場合には、少年院送致となることもある。)
- 委託する期間はどの程度か。
(事務局説明：最近は4か月から6か月くらいが多いが、以前は1年を超える場合もあった。)

(7) 意見交換テーマ「調停委員、司法委員等の有為な人材の確保について」

(事務局から民事、家事の調停委員として望ましい人材について、旭川における選考方法、本庁、支部及び出張所の現状について説明がなされた。)

- 特に40歳代、女性あるいは専門家の調停委員を確保するために、どのような方策が考えられるか御意見をいただきたい。
- 自薦もあるのか。ある場合はその比率はどの程度か。また、公募は行っているのか。

(事務局説明：まれではあるが自薦もある。公募については難しいと考えている。)

- 私は民事と家事の調停委員をやっているが、当事者の代理人として調停に関与することも多く、その中で最近感じるのは、当事者には共働きの夫婦が多くなっているが、調停委員には専業主婦と働く夫という人が多く、両者の価値観や感じ方の違いからギャップを感じる人が多いということである。40歳代の調停委員を選任するのが難しいと言っていたが、何とかそのようなギャップを少なくするためにも選任すべきだと思う。また、調停委員自身についても、ジェンダーの感覚を改革していく必要があると思う。調停委員も時代の要請に合わせていく必要があると思う。推薦依頼をする団体については、なるべく多くし、広い層から推薦を受けた方がよいと思う。40歳代、50歳代の調停委員を集めるのは難しいとも思うが、何とか工夫をしていかななくてはいけない。
- 調停の当事者の中に、調停委員とは価値観にギャップを感じるという声があることは、以前から言われていた問題である。推薦依頼をする団体について、裁判所は情報を持っていないので、どのような団体に依頼したらよいかアドバイスしてほしい。
- 全市にまたがった会議があるので、詳しい資料があれば説明する機会は持てると思う。ただし、男性は平日は仕事が忙しくて難しいと言う人が多い。
- 商工会議所にも推薦依頼が来るが、紹介できるのは65歳を過ぎているような人になってしまう。

- 団塊の世代には、退職後にボランティア的にやってみたいと考えている人も多いと思うので、そのような人たちがスムーズに入っていけるような制度があればよいのではないか。
- 60歳を過ぎた元校長という人なら心当たりはある。
- 年齢や男女のバランスを考えなくてはいけないが、志のある方にやっていただきたいと思う。
- 月に何回くらい裁判所に来なくてはいけないのか。
- 月に1回程度調停を担当していただいている人や週に2, 3回の人もあり、様々である。
- 専門家の調停委員についての情報があれば教えていただきたい。
- 女性で離婚経験があると調停委員の選考対象から外れることはあるのか。
- そのようなことはない。
- 自分の知る限り、夫と死別した人はいたが、離婚経験者の調停委員はいないと思うが、どうか。
- 支部の調停委員の中には離婚経験者がおり、その経験を生かしてやっていただきたいとも話している。
- 旭川で推薦を求めることができそうな女性の活動団体はあるのだろうか。
- 有職者で社会貢献活動を目的とするソロプチミストや職の有無を問わず社会活動を行っている団体は増えている。ただ、仕事を持っている人が多いので、時間的に難しいかもしれない。児童委員になっている女性には中堅の人もいるが、その年代の人は時間的な制約も多いと思う。
- 市の男女共同参画課に登録している団体も20団体くらいはあるようなので、そういうところに照会する方法も考えられる。
- 商工会議所にも女性会がある。
- NPOのサポートセンターがあるので、各団体の名称や活動内容など、ある程度の情報は分かると思う。

○ NPOのリストは、市役所など色々なところにある。

最終的に調停委員を選任するのは裁判所なのだから、調停委員候補者は広範囲に集めておいて、選任するかどうかの判断の際に、裁判所で適切に審査を行えばよいのではないか。短期的な話ではないが、最近では人の相談に乗りたいという人が増えているように思う。新聞に函館の家庭生活カウンセリング講座の受講生が増えているとの記事が載っており、人の相談に乗ってアドバイスをしたり話し相手になるための基礎的な勉強をしているようだが、そのように裾野が広がれば調停委員を希望する人も増えるのではないか。

(8) 次回期日等

平成19年度第1回の期日は、平成19年5月29日(火)午後1時30分、平成19年度第2回の期日は、平成19年11月27日(火)午後1時30分とする。次回は「裁判員制度」について意見交換を行うこととする。

(9) 閉会の言葉

配 布 資 料

資料 1 保護的措置と旭川家裁における一般保護事件の事件数

資料 2 旭川地家裁本庁，支部及び出張所の調停委員の現状

(配布資料添付省略)